

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
山字軍平二二四九番五地先まで	秩父郡小鹿野町三山字納宮二四七 三番一地从先から秩父郡小鹿野町三	区 間
	一〇・〇〇〃 二四・一七まで	敷地の幅員 (メートル)
	五六〇・〇〇	延長 (メートル)
	平成二十五年一月二十 五日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示第 二号の道路予定区域の 一部変更である。	備 考